

納税相談のお知らせ

平成二〇年二月十八日(月)から平成十九年分の所得税確定申告の受付が始まります。これにともない村でも住民税(個人村民税)・国民健康保険税の納税相談と申告書の受付を行いますので、次のとおり事前準備を進めてください。

準備しよう！

★給与支払報告書《本人交付用》(源泉徴収票)を確認してください。給与、賃金、報酬などの支払を受けているのに、受け取っていない又は、紛失した場合は、必ず仕事先へ再発行等の請求をしてください。

★年金受給者の方は、社会保険庁等から送られてくる

年金支払報告書(源泉徴収票)の葉書や、通知書を確認してください。紛失した場合は、年金支払先に再交付の請求をしてください。

★生命保険・個人年金保険・地震保険等の支払保険の控除証明書を準備してください。

★農業所得申告に係る出荷の明細書や領収書等を収入支出の項目ごとに分けて帳面に記載してください。

★医療費控除に使用される領収書を個人ごとに集計してください。

★住宅借入金等特別控除を新たに受けられる人は、登記簿謄本・請負(売買)契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなどが必要です。2年目以降の方は、税務署から届く住宅借入金特別控除申告書と借入金の年末残高証明書の両方が必要です。また、

今回の確定申告で所得税額が控除額を下回る方は、平成二〇年度住民税から控除できるようにしました。この場合、確定申告書の他に専用の申告書を提出する必要があります。給与収入のみで確定申告を必要としない方で、給与支払報告書の摘要欄に控除可能額が記載されている方も、申告により控除できます。

★山林所得・土地や建物を売られた方は、売買契約書又は、明細書が必要になります。このほかにも、それぞれ申告事例により必要書類がありますので、詳しくは、津山税務署又は、役場までお問い合わせください。インターネットでもいろいろな情報が配信されています。是非御活用ください。

日程など詳細については、広報二月号でお知らせします。

住民税の地震保険料控除が設立されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●損害保険料控除 ◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

平成19年度課税分まで

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

●地震保険料控除 ◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

平成20年度課税分から

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

※所得税の場合の控除限度額は、地震保険料控除50,000円で経過措置分(旧長期損害保険料控除に係るもの)15,000円、地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方がある場合50,000円となります。

【お問い合わせ先】

所得税・消費税・贈与税などの国税について

◎津山税務署

〒708-0052 津山市田町67

TEL (0868) 22-3147代表

(午前9時～午後5時まで)

◎国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

◎e-Tax

(国税電子申告・納税システム)

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

住民税について

役場総務企画課

TEL79-2111

国民健康保険税について

役場保健福祉課

TEL79-7100